

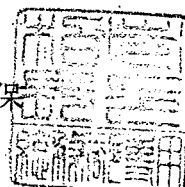


柏総行第305号
平成28年8月4日

柏市行政不服及び情報公開・
個人情報保護審議会

会長 梅田 徹 様

柏市長 秋山 浩 保



柏市情報公開条例改正に係るパブリックコメントの実施
について（諮問）

本市では、柏市情報公開条例第17条第1項の規定により、公文書の開示に係る手数料は徴収しないこととなっており、写しの交付に要する費用（実費相当額。例：A3判以下の大きさの白黒複写の場合、1枚につき10円）のみの負担をいただいています。

しかし、近年における開示請求件数の増加に伴う全体事務量の増大や開示請求の実態を踏まえ、公文書の開示に要する費用について公平かつ適正な負担（手数料）を求めるため、柏市情報公開条例の改正案を市議会平成28年第4回定例会に提出する予定です。

そこで、柏市情報公開条例の改正についてパブリックコメントを実施するに際し、下記のとおり意見募集を行うことについて、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護条例第2条第3号に規定する諮問をします。

記

- 1 「柏市情報公開条例の改正案」に対する意見募集について
- 2 背景

- (1) 本市の情報公開制度は、平成元年10月1日に「柏市公文書公開条例」が施行されたことに始まり、平成12年の全面的改正を経て現行の「柏市情報公開条例」（以下「条例」といいます。）に至っています。この全面的改正においては、市民の「知る権利」や市民に「説明する責務」の規定が明記されるとともに、

開示請求権者が「何人」へと拡大され、情報公開の総合的な推進の規定も盛り込まれました。

(2) 条例に基づく開示請求件数は、制度発足直後年間数件であったものが年々増加し、平成24年度には300件を超え、昨年度は449件の請求がありました。

(3) また、近年における請求の大部分（昨年度までの直近3年間の平均で約83%）が営利利用目的と思われ、請求件数増加の要因の一つとなっています。また、個人、法人等を含め、市外の利用者の割合が高く（昨年度までの直近3年間の平均で約59%）となっています。

3. 改正の趣旨

(1) 現在、公文書の開示に係る手数料は徴収しないこととなっており、写しの交付に要する費用（実費相当額。例：A3判以下の大きさの白黒複写の場合、1枚につき10円）のみの負担をしていただいています。よって、当該負担以外の公文書の開示に要する費用は、一般財源により賄われています。

(2) 公文書の開示請求は、基本的には請求者の意思により任意に行うものであり、また、開示請求件数の増加に伴い全体事務量が増大していること、条例の目的とは異なる開示請求が多く見受けられることから、公文書の開示請求をする人とそうでない人との間での公文書の開示に要する事務経費に係る費用負担の公平性を図る必要があると考えます。

(3) よって、公文書の開示に要する費用について、開示請求をする人に適正な負担を求めるため、条例を改正し、手数料を徴収しようとするものです。

4. 手数料徴収に対する基本的な考え方

手数料の徴収及び額の算定に当たっては、次の点に留意することとします。

ア 条例は、市民の知る権利を尊重し、及び本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的規定の中に定めていること。

イ 公文書の開示請求をする人とそうでない人との公平性の確保を図ること。

ウ 情報公開制度利用の制約とならない額とすること。

5 改正案の要旨——現行制度との違い等

(1) 市民と市民以外とで手数料の額に差を設けます。

ア 市民は、①「市内に住所を有する個人及び市内に事務所を有する団体（認可地縁団体を含む。）」及び②「市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人（認可地縁団体を除く。）」とします。

イ 市民②の手数料の額は、市民①の手数料の額に1.5を乗じて得た額とします。

ウ 市民以外の手数料の額は、市民①の手数料の額に2を乗じて得た額とします。

(2) 現在柏市情報公開条例施行規則で規定している開示の実施（写しの交付）に要する費用負担の額を、市民①の手数料の額として条例で規定します。

金額は、(3)及び(4)に定めるものを除き、現行の額と同様とします。

(3) 文書又は図画を光ディスクに複写したものの写しの交付に係る手数料の額については、当該文書又は図画を用紙に複写し、用紙として交付した場合の額に、光ディスクの価額（実費相当額）を加えた額とします。

(4) 閲覧等による開示について、次により手数料を徴収します。

ア 閲覧等に係る手数料については、開示の実施の方法ごとに事務経費等を勘案して定めます。

イ 用紙に出力したものの閲覧に係る市民①の手数料の額は、100枚までごとにつき100円とします。

ウ 閲覧等に引き続き、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を行う場合においては、写しの交付に係る手数料の額が当該閲覧等に係る手数料の額に達しないときは当該写しの交付に係る手数料は無料とし、当該閲覧等に係る手数料の額を超えるときは当該写しの交付に要する手数料の額から当該閲覧等に係る手数料の額を減じた額とします。

(5) 写しの送付を希望する場合は、現行と同様、別途郵送料（実費）を納付していただきます。

(6) 手数料の減免規定を設けます。減免できる場合は、手数料納付者が次のいずれかに該当する場合とします。

ア 生活保護法に基づく被保護

イ リ災証明書等により災害を受けたことを公的に証明された者で、手数料を全額納付することが困難なもの

ウ その他特に必要があると認められる者

(7) 具体例

ア A4判用紙片面10枚を複写（白黒）し、交付する場合

(ア) 市民① 100円〔現行100円〕

(10円（片面1枚）×10枚）

(イ) 市民② 150円〔現行100円〕

(10円（片面1枚）×1.5×10枚）

(ウ) 市民以外 200円〔現行100円〕

(10円（片面1枚）×2×10枚）

イ A4判用紙片面10枚相当の文書を光ディスクに記録し、交付する場合（光ディスクの価額は60円とします。）

(ア) 市民① 160円〔現行60円〕

(イ) 市民② 210円〔現行60円〕

(ウ) 市民以外 260円〔現行60円〕

ウ 用紙120枚を閲覧の場合

(ア) 市民① 200円〔現行0円〕

(100枚超200枚まで)

(イ) 市民② 300円〔現行0円〕

(市民①×1.5)

(ウ) 市民以外 400円〔現行0円〕

(市民①×2)

エ 用紙120枚の閲覧に引き続き、A4版用紙片面10枚を複写（白黒）し、交付の場合

(ア) 市民① 200円〔現行100円〕

(200円+0円（10円×10枚=100円<200円）

(イ) 市民② 300円〔現行100円〕

(300円+0円（15円×10枚=150円<300円）

(ウ) 市民以外 400円〔現行100円〕

(400円 + 0円 (20円 × 10枚 = 200円 < 400円))

オ 用紙80枚の閲覧に引き続き、A4版用紙片面20枚を複写(白黒)し、交付の場合

(7) 市民① 200円〔現行200円〕

(100円 + 100円 (10円 × 20枚 = 200円 > 100円))

(イ) 市民② 300円〔現行200円〕

(150円 + 150円 (15円 × 20枚 = 300円 > 150円))

(ウ) 市民以外 400円〔現行200円〕

(200円 + 200円 (20円 × 20枚 = 400円 > 200円))

(8) 施行日

平成29年4月1日(施行の日以後の開示請求から適用)

6 パブリックコメントの実施期間

平成28年9月1日から同年9月30日まで

